

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（2月末 暫定値）156件 昨年同期比+30件）

1 主な犯罪

○空き巣	3件(+3件)
○自転車盗	35件(+1件)
○車上ねらい	6件(+4件)
○部品ねらい	6件(+2件)
○オートバイ盗	4件(-14件)

特殊詐欺 2件（2月末 暫定値） 被害総額 約25,000,000円
（内訳）

オレオレ詐欺	2件	被害金額	約25,000,000円
預貯金詐欺	0件	被害金額	0円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	0件	被害金額	0円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和8年1月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真 金 町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町		西 中 町	1
浦 舟 町		前 里 町	
永 楽 町		大 岡 町	1
永田みなみ台		大 橋 町	
永田山王台		中 村 町	
永 田 台		中 島 町	
永 田 東		中 里 町	
永 田 南		通 町	
永 田 北		唐 沢 町	
榎 町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉 野 町		南 太 田 町	
宮 元 町		伏 見 町	
共 進 町		二 葉 町	
庚 台		日 枝 町	
弘 明 寺		白 金 町	
高 根 町		白 妙 町	
高 砂 町		八 幡 町	
三 春 台		平 楽 町	
山 王 町		別 所 町	
山 谷 町		別所中里台	
蒔 田 町		睦 町	
若 宮 町		堀ノ内町	
宿 町		万 世 町	
新 川 町		六 ツ 川 町	
その他		合 計	2



★南警察署からのお知らせ★

●詐欺の電話は携帯電話にも多くかかっています！

◎警察官を騙り、「あなたが捜査対象者になっている。」と言ってLINEに繋げて、偽の警察手帳や逮捕状を見せた上、資金調査等を理由に指定口座に振り込みをさせる

◎自動音声等で通信事業者等を騙り、架空の未払い料金を請求する

●対策

・未登録の電話番号は、すぐに対応せず発信先を確認してから折り返すようにしましょう。

・電話で金銭やキャッシュカードを要求されたら、

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045-742-0110



南区交通事故統計《3月》

令和8年2月末現在 概数



発生件数

	令和8年	令和7年	増減数
神奈川県内	3385	3188	197
横浜市内	1145	1049	96
南区内	56	67	-11

死者数

	令和8年	令和7年	増減数
神奈川県内	26	33	-7
横浜市内	7	9	-2
南区内	0	0	0

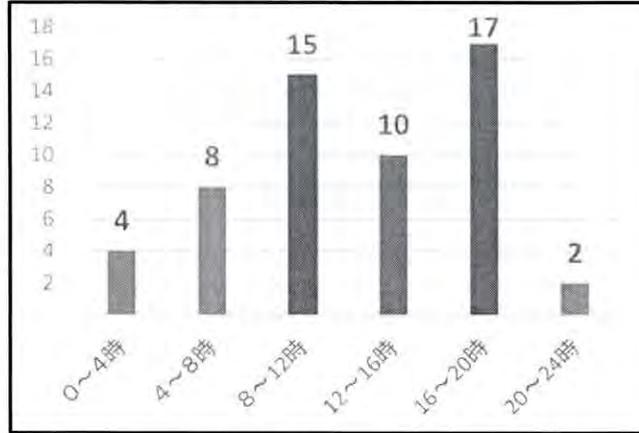
負傷者数

	令和8年	令和7年	増減数
神奈川県内	3895	3661	234
横浜市内	1272	1204	68
南区内	62	77	-15

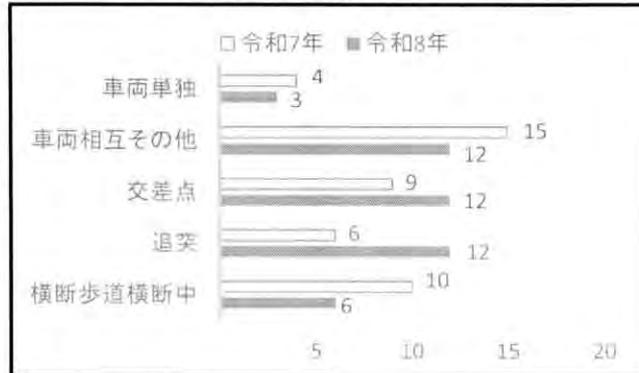
関係事故

	令和8年	構成率%	増減数
二輪車	25	44.6	0
高齢者	15	26.8	-6
子供	5	8.9	3
自転車	7	12.5	-4

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



町名別発生状況

町名	令和8年	令和7年	増減数	町名	令和8年	令和7年	増減数
万世町	1	2	-1	平楽	0	0	0
三春台	0	2	-2	庚台	0	1	-1
中島町	0	3	-3	弘明寺町	0	1	-1
中村町	1	3	-2	新川町	1	0	+1
中里	0	2	-2	日枝町	0	1	-1
二葉町	0	0	0	東蒔田町	0	0	0
井土ヶ谷上町	0	0	0	榎町	0	1	-1
井土ヶ谷下町	4	2	+2	永楽町	1	0	+1
井土ヶ谷中町	3	1	+2	永田みなみ台	0	0	0
八幡町	0	0	0	永田北	2	1	+1
六ツ川	9	4	+5	永田南	0	0	0
共進町	0	0	0	永田台	0	0	0
別所	3	4	-1	永田山王台	1	0	+1
別所中里台	0	0	0	永田東	2	1	+1
前里町	2	3	-1	浦舟町	2	4	-2
南吉田町	1	1	0	清水ヶ丘	0	1	-1
南太田	5	5	0	白妙町	0	1	-1
吉野町	2	1	+1	白金町	1	0	+1
唐沢	0	0	0	真金町	1	3	-2
堀ノ内町	0	2	-2	睦町	1	1	0
大岡	3	5	-2	花之木町	2	0	+2
大橋町	1	0	+1	蒔田町	1	0	+1
宮元町	2	5	-3	西中町	1	0	+1
宿町	1	1	0	通町	2	1	+1
山王町	0	2	-2	高根町	0	1	-1
山谷	0	0	0	高砂町	0	1	-1

南警察署からのお知らせ

年度末の忙しい時期になりました。また、少しずつ暖かい日が増えてくることから交通量も増えてくる季節です。春になると気温の上昇とともに交通事故の件数も増加するのが例年の傾向ですので、安全運転に努め、交通事故防止にご協力お願い致します。

自転車安全利用五則を確認しましょう！

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

みんなでヘルメット！



～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

令和8年火災・救急概況

南消防署
1月1日～2月28日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和8年	令和7年	増△減	
火災件数	11	16	△ 5	
火災 種別	建物	9	13	△ 4
	林野	0	0	0
	車両	1	1	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	1	2	△ 1
焼損床面積 (m ²)	0	483	△ 483	
死者 (人)	0	3	△ 3	
負傷者 (人)	2	3	△ 1	
主な 火災 原因	配線器具	3	1	2
	こんろ	2	3	△ 1
	たばこ	1	2	△ 1
	放火(疑い含む)	1	1	0
	電気機器	1	1	0
救急出場件数	2,477	2,774	△ 297	
救急 種別	急病	1,778	2,031	△ 253
	一般負傷	475	460	15
	交通事故	68	72	△ 4
	その他	156	211	△ 55

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和8年	令和7年	増△減	
火災件数 (件)	145	183	△ 38	
焼損床面積 (m ²)	1,194	1,716	△ 522	
死者数 (人)	4 (0)	8 (1)	△ 4	
負傷者数 (人)	22	26	△ 4	
救急出場件数 (件)	40,907	42,520	△ 1,613	
救急 種別	急病	28,588	30,279	△ 1,691
	一般負傷	7,569	7,558	11
	交通事故	1,276	1,308	△ 32
	その他	3,474	3,375	99

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和8年	令和7年	増△減	令和8年	令和7年	増△減
行政区 別件数	鶴見	10	13	△ 3	3,019	3,116	△ 97
	神奈川	9	8	1	2,677	2,798	△ 121
	西	5	5	0	1,693	1,773	△ 80
	中	11	21	△ 10	2,905	2,915	△ 10
	南	11	16	△ 5	2,477	2,774	△ 297
	港南	6	6	0	2,576	2,605	△ 29
	保土ヶ谷	13	9	4	2,137	2,195	△ 58
	旭	7	8	△ 1	2,645	2,731	△ 86
	磯子	7	10	△ 3	1,812	1,886	△ 74
	金沢	10	13	△ 3	2,136	2,301	△ 165
	港北	6	18	△ 12	3,266	3,294	△ 28
	緑	9	9	0	1,866	1,984	△ 118
	青葉	10	12	△ 2	2,590	2,619	△ 29
	都筑	10	8	2	1,761	1,797	△ 36
	戸塚	5	11	△ 6	3,072	3,067	5
	栄	3	3	0	1,213	1,395	△ 182
	泉	6	8	△ 2	1,790	1,808	△ 18
瀬谷	7	5	2	1,261	1,457	△ 196	

* 本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災 件数	受持 消防団
太田東部連合町内会	0	第一分団
太田地区町内連合会	0	
寿東部連合町内会	3	第二分団
中村地区連合町内会	0	
蒔田連合町内会	2	第三分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	0	
井土ヶ谷地区連合町内会	0	第四分団
北永田地区連合町内会	2	
永田みなみ台連合自治会	0	
本大岡地区町内会連合会	0	第五分団
大岡地区連合町内会	0	
別所地区連合町内会	0	第六分団
南永田・山王台連合町内会	1	
六ツ川地区連合自治会	1	
六ツ川大池地区連合自治会	1	
連合未加入自治会、その他	1	第一～六分団
合計	11	

裏面あり

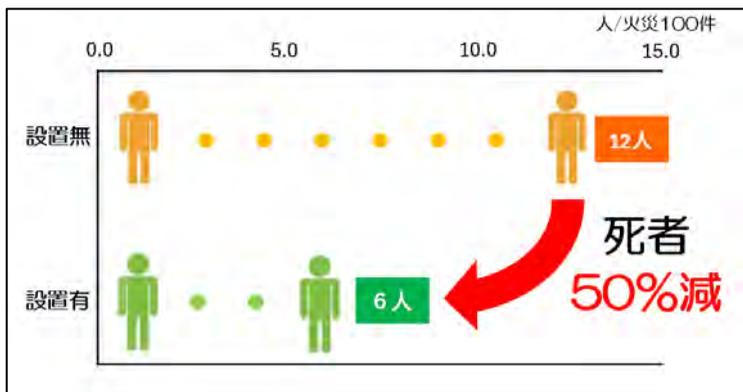


忘れていませんか？ 住宅用火災警報器の「点検・交換」



- **点検** は定期的(少なくとも年2回)に実施しましょう。
- 設置から10年以上経過した場合は **交換** しましょう。

住宅用火災警報器の効果



※令和2年から令和5年までの火災報告から分析

- 住宅用火災警報器を設置している場合、死者数は半減
- 焼損床面積 と 損害額 も大幅に減少

住宅用火災警報器を設置すると、火災の被害を少なくできます！

住宅用火災警報器の点検・交換はどうするの？



詳しい内容は左の二次元コードから読み込んで動画をご覧ください。
(3分でわかる!住宅用火災警報器～点検・交換編～YouTube)

また、南消防署予防係に問い合わせいただくと防災訪問という形で対応できます。

初期消火器具の補助事業について



来年度も初期消火器具の設置・更新をする自治会町内会に対して補助事業を行う予定です。
正式な情報が出れば、改めてお知らせいたします。

設置・更新を検討、希望している自治会町内会は、南消防署予防係までご連絡ください。

1 趣旨

令和7年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数 7,240 件(前年比-23 件)、負傷者数 8,140 人(前年比-181 人)で、ともに減少しましたが、交通事故死者数は 42 人(前年比+2)と増加し、依然として多くの尊い命が失われています。

令和8年も引き続き、関係機関・団体の皆様とともに、市民の交通安全意識の向上を目指した運動を効果的に推進してまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- こども及び高齢者の交通事故防止
- 歩行者及び自転車の交通事故防止
- 二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



横浜市交通安全キャラクター
ルール まもる

4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の徹底及び自転車利用者の家族等が、自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用を促すことの周知徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイクなどの小型モビリティに対する法令遵守の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者(特に視覚障がい者)の交通事故防止

5 年間運動

(1) 各季の運動 (※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。)

名称	実施期間	備考
春の全国交通安全運動	4月6日~15日	別に実施要綱を定めます。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日	
夏の交通事故防止運動	7月11日~20日	
秋の全国交通安全運動	9月21日~30日	
交通事故死ゼロを目指す日	9月30日	
年末の交通事故防止運動	12月11日~20日	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名称	実施期間	備考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間	5月1日～31日	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間	6月1日～30日	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン	10月1日～31日	

(3) 年間を通じて実施する取組(各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

ア こどもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした交通安全教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスケアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 飲酒運転根絶に向けた啓発の推進
- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(X等)、動画等を活用した啓発

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名称	開催時期	内容等
交通安全功労者表彰式	令和8年 10月下旬(予定)	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総会	令和9年 2月(予定)	【協議事項】 ・令和8年度交通安全運動実施結果について ・令和9年度交通安全運動実施計画(案)について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシ等を作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト(交通安全 横浜市で検索)からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画(YouTube)も公開していますので是非ご覧ください。



(みんなのサイクルルールブック)



(啓発ポスター・チラシ)



◆交通安全動画



(小学生向け交通安全動画)



(ルールとまもるからのちょうせんじょう)

◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材(DVD)及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎045(671)2323

対象 横浜市内の団体(保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等)

視聴覚教材(DVD)



パペット



自治会・町内会

○横浜市町内会連合会

○各区連合町内会

交通安全協会、団体等

○(一財)横浜市交通安全協会

○各地区交通安全協会

○横浜市交通安全母の会連合会

○各地区安全運転管理者会

女性・青少年団体

○横浜市女性団体連絡協議会

○横浜市青年団体連絡協議会

○横浜市青少年指導員連絡協議会

○横浜市スポーツ推進委員連絡協議会

○ボーイスカウト横浜市連合会

○ガールスカウト横浜市連絡協議会

○横浜海洋少年団

○横浜市健民少年団

○横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

○神奈川県二輪車普及安全協会

○(一社)神奈川県指定自動車教習所協会

○(一社)神奈川県自動車会議所

○神奈川県タクシー協会

○(一社)神奈川県バス協会

○神奈川県トラック協会

○神奈川県自動車整備振興会

○神奈川県自動車販売店協会

○神奈川県軽自動車協会

○神奈川県自転車商協同組合

○横浜個人タクシー協同組合

○神奈川県個人タクシー協同組合

○日本自動車連盟神奈川支部

○赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川支部

商工関係

○横浜商工会議所

○(一社)横浜青年会議所

○横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

○神奈川県弁護士会

○横浜市人権擁護委員会

医師会等

○横浜市医師会

○横浜市病院協会

労働組合

○日本労働組合総連合会神奈川県連合会

○日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

○横浜市立高等学校長会

○横浜市立中学校長会

○横浜市立小学校長会

○横浜市私立中学高等学校長協会

○横浜市幼稚園協会

○横浜市PTA連絡協議会

○横浜市学校保健会

鉄道関係

○東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター

○東日本旅客鉄道(株)横浜駅

○東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部

○京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部

○相模鉄道(株)施設部

○横浜高速鉄道(株)運輸部

報道関係

○日本放送協会横浜放送局

○アール・エフ・ラジオ日本

○テレビ神奈川

○神奈川新聞社

○毎日新聞社横浜支局

○読売新聞社横浜支局

○朝日新聞社横浜総局

○産業経済新聞社横浜総局

○東京新聞横浜支局

○日本経済新聞社横浜支局

○共同通信社横浜支局

○時事通信社横浜総局

道路管理者

○国土交通省横浜国道事務所

○中日本高速道路(株)東京支社

○東日本高速道路(株)関東支社

○首都高速道路(株)神奈川局

その他関係団体

○(公財)横浜市老人クラブ連合会

○(福)横浜市社会福祉協議会

○横浜市民生委員児童委員協議会

○横浜ライオンズクラブ

官公庁

○関東運輸局神奈川運輸支局

○神奈川県

○神奈川県警察

○横浜市

(順不同)

横浜市交通安全対策協議会
(事務局)横浜市道路局道路政策推進課 電話045(671)2323

令和8年 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 令和8年4月6日（月）～ 4月15日（水）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）



スローガン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう



横浜市交通安全キャラクター
ルール

重 点

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和7年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	件数 (件)	子ども			高齢者	歩行者	自転車	二輪車	飲酒 運転	速度 超過	
		幼児・ 園児	小学生	中学生							
鶴見区	490	27	6	16	5	161	111	137	143	4	8
神奈川区	404	23	3	13	7	133	90	91	152	3	6
西区	254	15	7	6	2	76	68	40	72	4	11
中区	403	22	6	8	8	157	112	104	92	3	14
南区	408	25	4	13	8	133	106	92	152	4	5
港南区	299	25	3	15	7	131	78	68	88	0	6
保土ヶ谷区	369	19	8	7	4	119	90	41	141	3	9
旭区	521	35	10	15	10	165	112	81	199	1	12
磯子区	267	22	3	14	5	94	62	60	87	1	2
金沢区	393	27	2	17	8	163	73	106	156	1	15
港北区	568	43	13	21	9	170	126	153	183	4	10
緑区	495	38	7	23	8	174	119	113	151	2	9
青葉区	616	56	10	34	12	220	152	140	149	2	9
都筑区	418	45	10	21	14	114	77	92	121	1	12
戸塚区	579	29	2	19	8	188	109	97	202	5	16
栄区	152	12	2	3	7	58	30	38	49	0	5
泉区	367	23	2	14	7	149	72	92	120	4	5
瀬谷区	237	15	1	7	7	90	40	68	67	0	6
合計	7,240	501	99	266	136	2,495	1,627	1,613	2,324	42	160



各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

交通事故死ゼロを目指す日

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は4月10日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 交通事故に直結する自転車等の悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全関係団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車や特定小型原動機付自転車等に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323

書類 番号	5
----------	---

区連会 3 月 定例会 資料
令和 8 年 3 月 18 日
総務局 緊急対策課

「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

(1) 新たな防災気象情報

令和 8 年 5 月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

(2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和 8 年 5 月下旬から、「北部」及び「南部」の 2 区域に細分化されて発表されることとなります。

2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

3 概要

(1) 新たな防災気象情報

別紙のとおり

(2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

総務局緊急対策課
担当 古賀、福原
電話 045-671-2064
メール so-kinkyu@city.yokohama.lg.jp



令和8年から 気象警報等が 大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧)「大雨警報」

→ (新)「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」

→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

【お問い合わせ】

横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

避難のタイミングは レベルで判断



災害が起きる前に何をすべきか、
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～
1日前

レベル1 早期注意情報 ・災害への心構えを一段高める

半日～
数時間前

レベル2 注意報 ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
・自らの避難行動を確認

数時間～
3時間前

レベル3 警報 ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～
0時間前

レベル4 危険警報 ・**危険な場所から全員避難する**
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害
発生

レベル5 特別警報 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

気象警報等の発表区域が南北に分かれます。

POINT



なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。

そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していない場合があります。

今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

POINT



何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。

例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



自治会町内会長 様

南区総務課長

町の防災組織活動費補助金について

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度も引き続き、「町の防災組織」(自主防災組織)を結成している自治会町内会等が行う自主防災活動の支援として、補助金を交付します。

つきましては、「令和8年度町の防災組織活動費補助金交付申請書」の提出をお願いします。併せて、令和7年度の補助金の報告として、「令和7年度町の防災組織活動費補助金実績報告書」の提出もお願いします。

1 事業概要

自治会・町内会等が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、1世帯あたり160円の活動費を補助します。

2 提出期間

令和8年4月1日から令和8年6月30日まで

3 提出先

- (1) 自治会町内会ポータルシステムでの提出
※可能な範囲で、自治会町内会ポータルシステムでの提出にご協力をお願いします。
- (2) 窓口(南区役所総務課庶務係 6階 66番)
- (3) 郵送(南区浦舟町2-33 南区総務課庶務係 へ)
- (4) Eメール(mn-bousai@city.yokohama.lg.jp)

4 提出書類

- (1) 令和8年度町の防災組織活動費補助金交付申請書
 - (2) 令和7年度町の防災組織活動費補助金実績報告書
(令和7年度補助金の交付を受けていない団体は提出の必要はありません。)
- ※ 区地域振興課に提出していただいている、自治会町内会の予算・決算書類(事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書)・団体の規約・口座振替依頼書を、町の防災組織活動費補助金の添付書類として使用することができます。申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで受理となります。

5 留意点について

申請書、報告書作成等の際には、別添資料【事務の手引き】をご覧ください。
ご不明点等ございましたら下記の連絡先までお問合せください。

南区役所総務課庶務係(担当 清家・小浜)

電話:341-1225 FAX:241-1151

Eメール:mn-bousai@city.yokohama.lg.jp

※当該内容につきましては、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

（申請先）
南 区 長

令和 年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()
担当者		TEL	()
メールアドレス			

令和 8 年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

8年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

A 申請世帯数 _____ 世帯（4月1日現在）
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。

B 申請金額 A × 160円 = _____ 円

支出内訳【実施計画（ 8 年4月～ 9 年3月実施事業）】

事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額		
防災訓練	<input type="checkbox"/>	自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/>	他の自治会・町内会との合同防災訓練			
	<input type="checkbox"/>	地域防災拠点訓練					
	<input type="checkbox"/>	その他（ _____ ）					
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/>	講演会	<input type="checkbox"/>	研修・講習会	<input type="checkbox"/>	見学会	
	<input type="checkbox"/>	その他（ _____ ）					
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/>	防災マニュアル	<input type="checkbox"/>	防災マップ	<input type="checkbox"/>	防災啓発チラシ	
	<input type="checkbox"/>	その他（ _____ ）					
食料・資機材等の購入	品目	数量		品目	数量		
その他							

支出額合計 _____ 円

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数	区確認世帯数	交付世帯数
受付番号	交付予定金額	

（報告先）

南 区 長

令和 年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()
担当者			
	TEL	()
メールアドレス			

令和 7 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

7 年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（7 年4月～ 8 年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。				
事業項目	活動内容（複数選択可）			支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練 <input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ <input type="checkbox"/> その他（ ）			
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量
その他				

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額			円
7 年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引	
円	円	円	

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

（報告先）

南 区 長

令和 ○ 年 △ 月 □ 日

記入例

団体名	〇〇自治会		
所在地	〒 232 - 〇〇〇〇	南区〇〇町△-□	
代表者名	南区 太郎		
	TEL	(〇〇〇) 〇〇〇〇	
担当者	横浜 太郎	TEL	(〇〇〇) 〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇@city.yokohama.lg.jp		

令和 ○ 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

○ 年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（○ 年4月～ △ 年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 <input checked="" type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。			
事業項目	活動内容（複数選択可）		支出金額
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練 <input type="checkbox"/> その他（ ）		60,000（円）
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ <input type="checkbox"/> その他（ ）		2,500（円）
食料・資機材等の購入	品目	数量	127,500（円）
	備蓄用水	50箱	
	レトルトおかゆ	500食	
	ヘルメット	50個	
その他			

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額	190,000 円
------------	-----------

○ 年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
160,000 円	190,000 円	-30,000 円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

令和8（2026）年度
町の防災組織活動費補助金
事務の手引き
（自治会町内会等）

※ この手引きは、令和8年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課
横浜市南区総務課

* 目 次 *



○ 提出書類・提出期限	…	1 ページ
○ 事業概要	…	2 ページ
《申請・請求編》		
1. 事務の流れ	…	3 ページ
2. 申請書記入のポイント	…	4 ページ
3. Q&A集(申請書編)	…	7 ページ
<参考>訂正の方法について	…	8 ページ
4. 請求書記入のポイント	…	9 ページ
5. 請求について	…	12 ページ
6. Q&A集(請求書編)	…	13 ページ
《報告編》		
1. 事務の流れ	…	15 ページ
2. 実績報告について	…	16 ページ
3. 報告書記入のポイント	…	17 ページ
4. 領収書について	…	20 ページ
5. Q&A集(報告書編)	…	22 ページ
○ 提出先	…	23 ページ

○提出書類・提出期限

1. 提出書類

 以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- 申請書 1 部
- 事業計画書 1 部 ※
- 収支予算書 1 部 ※
- 団体の規約 1 部 ※
- その他団体の防災活動の予定のわかる資料 1 部

(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

- 請求書 1 部
- 口座振替依頼書 1 部 ※
- 振込口座の確認できる通帳等の写し 1 部 ※

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- 報告書 1 部
- 活動実績報告書 1 部 ※
- 収支決算書 1 部 ※
- その他団体の防災活動実績のわかる資料 1 部
- 領収書(10万円以上の支出に係るもの) 【詳しくは、20ページをご覧ください。】

 申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります。)

 請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

2. 提出期限

令和8(2026)年度補助金交付申請書 令和7年度実績報告書	令和8(2026)年度請求書
6月30日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点や、どうしても提出期限に間に合わないような場合がございますら、南区総務課までお問い合わせください。(電話 341-1225)

○事業概要

1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

3. 申請世帯数

令和8(2026)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に加入していない世帯数を合わせた数

4. 交付する補助金の額

申請世帯数[※]×160円

※ 令和8(2026)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	310	310	49,600
B自治会(400)	410	390	400	64,000

…の場合、

「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

5. 提出期間及び提出先

令和8(2026)年4月1日から6月30日までに区役所総務課へ提出してください。

6. 補助金の交付対象事業

- ・ 防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- ・ 備蓄食料・防災資機材等の購入
- ・ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
- ・ AEDの購入(リース含む)
- ・ 防災パトロール(※防犯パトロールは対象外です。)
- ・ 防災士資格取得に係る費用
- ・ その他防災活動の一環として実施する事業

⚠ 交付の対象となるのは、令和8(2026)年度中に実施する事業に限ります。

7. 補助金の交付対象とならないもの

- ・ 消防団への分担金や助成事業
- ・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- ・ 防災積立金(当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- ・ 分割購入費
- ・ 自治会館等の光熱水費等の公共料金
- ・ 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

⚠ その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

2. 申請書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例

第1号様式 (町の防災組織活動費補助金交付要綱第7条)
(申請書)
区 長

〇〇年〇〇月〇〇日

① 団体名は正確に記入しましょう。

② 自署または記名(ゴム印等)のみで捺印は不要です!!

③ 事業計画書、収支予算書は必ず総会等で承認を得てください。
※ 承認を得た上で「□」⇒「■」

④ 実施予定の活動が漏れなく記載されているか確認しましょう。
⚠ 添付書類の事業計画書等と整合をとってください。

⑤ 購入予定の品目・数量を漏れなく記入しましょう。
「検討中」など曖昧な表記は認められません。
⚠ 対象とならない内容の記入がある場合には、訂正をしていただきます。ご注意ください。

⑥ 「積立金」「繰越金」等、本年度で完結しない執行はできません。
⚠ 年度内に使用できなかった補助金は返還していただきます。

⑦ 収支予算書の金額と合っているか確認しましょう。
⚠ 添付書類の収支予算書に計上されている金額との整合をとってください。

※ 申請書以降の書類の提出にEメールでやり取りを希望される場合は、御記入ください。

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜府令第130号)及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

A 申請世帯数 1,000 世帯 (4月1日現在)
※申請世帯数は広域配布部数を上限とします。

B 申請金額 A × 160円 = 160,000 円

支出内訳【実施計画(年4月～ 年3月実施事業)】

事業項目	活動内容(複数選択可)	支出金額
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自協会・町内会防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 区の自協会・町内会との合同防災訓練	80,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> 地区防災拠点訓練	
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会	25,000 (円)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	85,000 (円)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
食料・備蓄材等の購入	品目 数量	
	水缶缶詰 30箱 ヘルメット 50箱	
その他		
支出額合計		190,000 円

収支予算書及び事業計画書との整合

＜収支予算書＞

区名		整理番号
中区		×○△■

成 ○△年度 収支予算書 港町自治会

○会計年度 自 平成○△年4月1日～

○収入の部

項目	予算額
1 会費	1,286,000
地域活動推進費	298,200
防犯灯維持管理費補助金	26,400
町の防災組織活動費補助金	160,000
3 広報配布謝金	97,554
4 事業収入	68,300
5 寄付金・祝金等	1,000
6 会館使用料	20,000
7 前年度からの繰入金	123,510
収入合計	2,141,364

○支出の部

項目	予算額
1 会議費	80,000
2 事務費	65,000
3 人件費	60,000
4 会館(会場)借上料	0
5 会館光熱水費	160,000
3 社会教育事業費	120,000
4 レクリエーション費	320,000
5 福利厚生事業費	140,000
6 文化事業費	150,000
7 その他	0
事業費 小計 ②	959,840
補助対象予定経費①+②=③	1,544,840

補助金の内訳

項目	金額
防犯灯維持管理費補助金	26,400
町の防災組織活動費補助金	160,000
補助事業費 小計 ④	239,000

支出の内訳

項目	金額
1 会館建設・修繕積立金	150,000
2 交際費	30,000
3 慶弔費	25,000
4 懇親会費	15,000
5 寄付金・募金	30,000
6 予備費	107,524
7 その他	0
その他 小計 ⑤	357,524
支出合計 (③+④+⑤)	2,141,364

ポイント

- 申請書「B 申請金額」 = 収支予算書 収入の部 補助金予算額
- 申請書申請内訳合計 = 収支予算書 支出の部 町の防災組織活動費となります。

■収入の部

地域活動推進費	298,200	次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700円 × 加入世帯数 426世帯 (会費会員+減会会員) B 活動費(事務費・事業費) 1,544,840円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12灯 × 2,200円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160円 × 1,000世帯

申請書「B 申請金額」と同額が確認をお願いします!!

⚠ 申請額未済の金額が記載されていた場合には、その金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。

■支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000円 防犯灯の点検・点検 30,000円
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000円 防災資機材購入 40,000円 チラシ等作成費 5,000円
3	0	円
4		
補助事業費 小計		

申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。

⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の「支出合計金額」との整合を取ってください。

<事業計画書>

年度事業計画書	
港町自治会	
事業計画年月	活動内容・場所等
○△年4月	第1回班長会 さくらまつり(○○公園) 定期清掃(25日)
5月	こどもフェスティバル(△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃(25日)
6月	第2回班長会 防災訓練(14日 第二公園) 定期清掃(25日)
7月	防犯パトロール(下旬) 定期清掃(25日)
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃(25日)
9月	敬老祝賀会 防災研修会 防災パトロール 定期清掃(25日)
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃(25日)
11月	定期清掃(25日)
12月	防犯パトロール(中旬) クリスマス会 定期清掃(25日)
○◇年1月	餅つき大会(初旬) 地域防災拠点訓練(17日 港危機管理小学校グラウンド) 定期清掃(25日)
2月	第5回班長会 定期清掃(25日)
3月	予算総会 定期清掃(25日)

! 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載っていない必要があります。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

◆ 申請書抜粋 ◆

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会
	<input type="checkbox"/> 見学会
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (防災パトロール)	
<input type="checkbox"/> 防災マニュアル	<input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ
	<input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ
<input type="checkbox"/> その他 ()	

! 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。

3. Q&A集（申請書編）

◆ 補助対象について

Q 大きい資機材（防災倉庫・AED等）を購入するために積立をしたいのですが…

A 「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、積立金は対象となりません。

Q 昨年度購入した資機材を分割払いしている場合は？

A 積立同様「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、対象となりません。

Q リースは対象となるか。

A 対象となりますが、リース期間が複数年度にわたる場合は、当該年度分のリース料金のみとします。

Q 具体的にはどのような品目が補助対象外になるのか。

A 過去にあったもので何件か例示すると、「芝刈り機」の購入や会館利用にかかる「公共料金」等の支出は防災という補助金の趣旨に照らしても役割が異なるとの判断から、対象外としています。

Q パトロールは対象になるのか。

A 防犯パトロールは対象になりません。ただし、地域の危険箇所（がけ地、倒木危険箇所等）を見回ったり、確認したりする等の防災パトロールは対象としています。※申請書類にも「防災パトロール」等の記入をしてください。

Q 防災士の資格取得に係る費用は対象になるのか。

A 当該年度に防災士資格を取得する場合に限り、対象となります。その際は、資格取得試験料のみでなく、資格取得に必須の教本や認証登録料等も対象です。

◆ 申請の手続きについて

Q 申請書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。ただし、訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q（申請書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を押せばいいの？

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 申請書に記入した購入予定の資機材や食料は必ず買わなければいけませんか？

A あくまで予定ですので、当初記入した資機材と別の資機材を購入していただいても構いません。ただし、「購入品目未定」というような記入では補助金は交付できません。年度当初の予定で構いませんので具体的にご記入ください。

Q 申請金額と申請内訳は合わせなければいけませんか？

A 申請の内訳ですので、合わせてください。ただし、申請金額以上の支出をする場合、その全ての支出項目をご記入いただいで構いません。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 申請書の項目にない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課をお願いします。（連絡先についてはP.23をご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしくお願いたします。

<参考> 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおりに訂正しましょう。

◇ 訂正する時の注意点 ◇

- (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
- (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

※ 申請書より抜粋

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
代表者名	横浜 花子
	TEL (671) 2011
担当者	危機 太郎 TEL ()
メールアドレス	XXXXXX-XXXXX@XXXX.co.jp

例えば、申請書で住所を間違えてしまったら…

代表者住所 〒 231 - 0017
中区港町1-1 ハイツ港町 ~~2~~ 4号 棟205号
代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

4. 請求書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・表面

町内会等様(町) 町内会等様(町) 町内会等様(町)

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

① 〇〇年△△月××日

② 港町自治会

〒 231-0017

所在地: 中央区港町1-1ハイム港町4号棟205号

代表者 ③ 横浜 花子

請求金額 ④ 160,000 円

※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

①提出の日付を記入ください。
交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

②団体名は正確に記入ください。

③代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
※印鑑は正確に捺印ください
正 「代表者の私印」
「〇〇代表者印」
「〇〇会長印」
誤 「会長印」
「〇〇自治会会計印」
「〇〇自治会印」
押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができます。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】
口座名義人が請求者と別の場合は請求書欄、口座名義人欄ともに押捺の省略はできませんので、Eメールでの提出はできません。

④交付決定通知の金額を正確に記入してください。

【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※口座振替依頼書と同一の印鑑を使用してください。
2 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺し、訂正をお願いします。
3 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。
4 既に口座振替依頼書を提出している場合は、その記載情報と上記の請求書情報の記載に相違がないようご注意ください。

今年度すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入は必要ありません。
提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を参考に、裏面もご記入ください。転居や代表者変更等があった場合は事前に区役所への届出が必要です。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・裏面

※ 区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合のみ、記入が必要です。

町内会活動費補助金請求書(町内会・町内会活動費補助金交付事務用)裏面

区役所へ口座振替依頼書を提出していない場合には、下記に口座情報をご記入ください。
次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

(フリガナ)	ミナトチヨウジチカイ カイライタントウ カナガワ ハシコ
口座名義人	港町自治会 会計担当 神奈川 パラ子
金融機関名	横浜みなと 銀行 港町 支店 信用金庫 出張所 信用組合 支所 農業協同組合 支所
預金種目	①普通 ②当座
口座番号	1234567

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺欄が必要です。
上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者名: 横浜 花子

① 正確に各項目に記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。
通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。
記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

② 代表者と口座名義人が異なる場合や請求者欄の団体名と口座名義の団体名が違う場合は、こちらに代表者印の押捺が必要になります。

【注意】
印鑑は表面のものと同じものを押捺してください。

【確認】
代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

【注意事項】
1 代表者が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※ 請求書と同一の印鑑を使用してください。
2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を併添して訂正をお願いします。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか？ (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会以外の団体用>

第6号様式② (町の防災組織活動費補助金交付定額算出表第1項) <自治会町内会以外の団体用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

(請求先) 区長

〇〇年△△月××日

① 提出の日付を記入ください。
② 交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

② 代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができません。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

(請求者) 港町住宅管理組合
〒 230-0017
所在地: 中区港町1-1(港町住宅)2号
代表者名: 横浜 太郎 ②

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額	③ 160,000	円
※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。		
(フリガナ)	ミヅトチヨウジヤウカンガクミアイ カイタイ サクラチ マチコ	
口座名義人	④ 港町住宅管理組合 会計 桜木 町子	
金融機関名	銀行 港町 信用金庫 信用組合 農業協同組合	出頭所 支所
預金種目	① 普通	2 当座
口座番号	1234567	

③ 交付決定通知の金額を正確に記入してください。
【注意】請求金額欄の訂正はできません!! 新たな用紙に記入してください。

④ 正確に各項目を記入ください。
【注意】口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者氏名: 横浜 太郎 ⑤ (捺印)

⑤ 代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。
【注意】印鑑は同じものを押捺してください。

※ 代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者の押印が必要です。(スタンプ印は無効)
2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者の印を押捺して訂正をお願いします。
4 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか? (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑を重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

5. 請求について

1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について

交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。

①「町の防災組織」活動費補助金請求書

②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し

- 自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入してください。
- 請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- 口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおりに入力してください。

 口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。

その他、字の写し間違いにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

- 代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- 代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

6. Q&A集（請求書編）

Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの？

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳の表紙裏面等に記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

※ 通帳を1枚めくったページ

おなまえ お客さま番号
ミナトチョウジチカイケイタントウカナガワバラコ 様 〇〇〇〇〇
 店番号〇〇〇 普通預金口座番号 0123456 課税区分 〇〇 (優)限度額 千円
 定期預金口座番号 課税区分 (優)限度額 千円
 通帳発行日 〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 **横浜みなと銀行**
 (銀行コード:〇〇〇〇)
 お取引店 港町支店

お取引店 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇
 通帳 発行店 港町支店

印紙税申告納付につき検済○
 税務署承認済

お振込は、こちらにご記入のとおりに行います。
 通帳の表紙裏面等に記載されている口座名義を、漏れなく、正確にご記入ください。

銀行名・支店名も正確にご記入ください。また、各金融機関、支店・出張所についても忘れずに困ってください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合支店名(記号番号)は漢数字三桁となりますので、ご確認の上ご記入ください。

※ 請求書抜粋

口座名義人	(フリガナ) ミナトチョウジチカイ ケイケイタントウ カナガワ バラコ 団体名・氏名等 港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子
金融機関名	横浜みなと (銀行) 信用金庫 港町 (支店) 出張所 支所 信用組合 農業協同組合
預金種目	1 (普通) 2 当座
口座番号	0123456

Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。
 例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどすればいいのか。

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

Q フリガナは絶対に書かなければいけないの？

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジチカイ」の団体、「ジジカイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

請求書 よくある間違い例

- ・「ジチカイ」と「ジジカイ」
- ・「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- ・役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- ・「自治会」と「町内会」
- ・「ヶ」と「ケ」
- ・フリガナの記載なし
- ・実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している
⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- ・「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- ・「支店」と「出張所」の囲い間違い
- ・代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- ・上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- ・上部と下部に押印されている印鑑が違う。

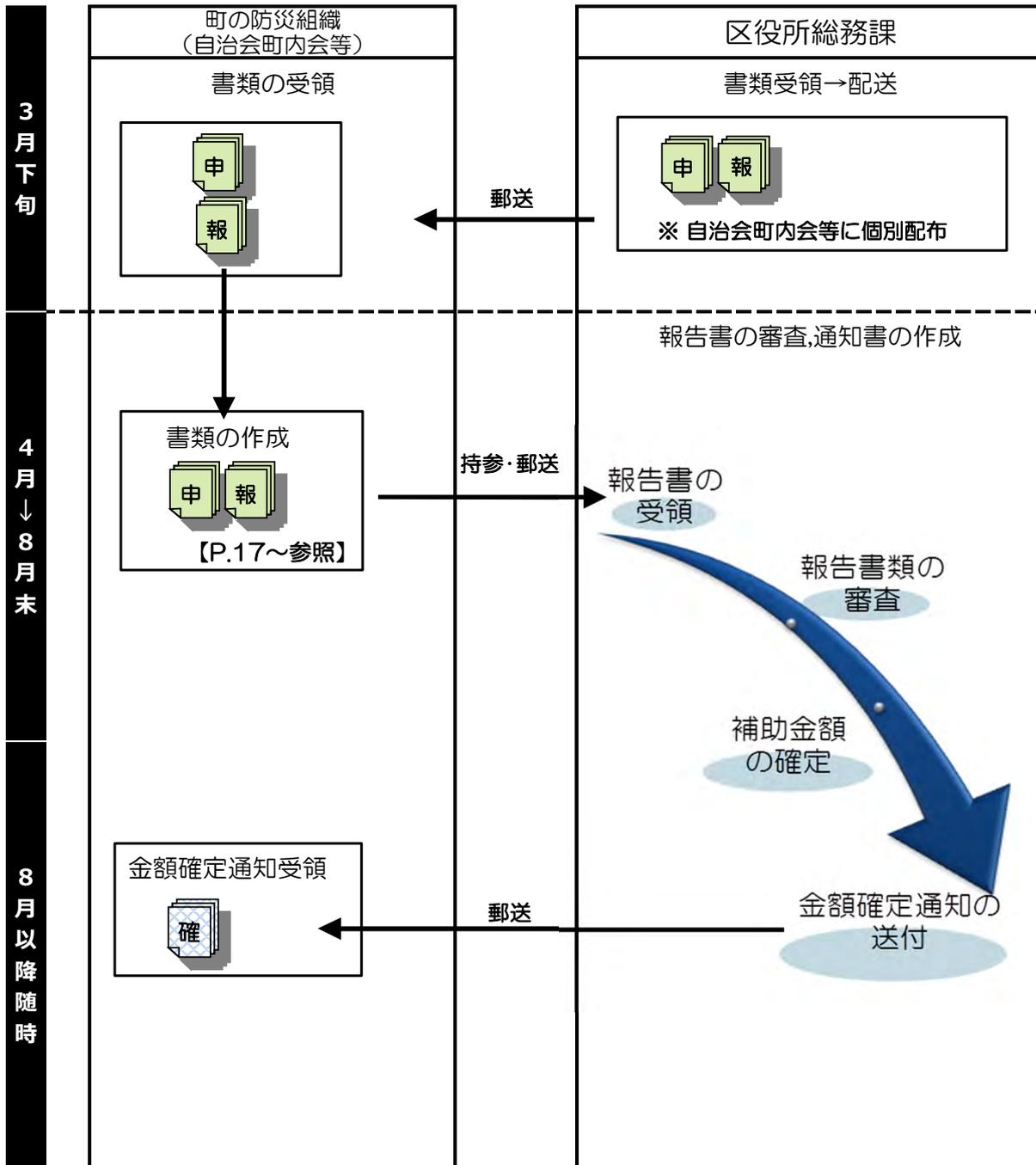
等

《報告編》 (P. 15~P. 22)

1. 報告事務の流れ



◇ 用語説明
 ・「申」…申請書
 ・「報」…報告書
 ・「確」…金額確定通知



2. 実績報告について

1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることになりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

- (1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。
- (2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

 この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を作成いただく場合もあります。

2. 未使用額返還(前年度補助金)

交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処されます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

4. 書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

 令和8(2026)年度の会計帳簿・領収書等は2031年度までの保存が必要です。

3. 実績報告書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金実績報告書記入例

第4号様式（町の防災組織活動費補助金実績報告書用紙）
（報告書用紙）
区長

団体名	港町自治会
所在地	〒231-0917 中区港町1-1ハイム港町4号棟205号
代表者	花子
TEL	(871) 3156
E-MAIL	XXXXXXXX-XXXXX@XXXXX.co.jp

① 団体名は正確に記入しましょう

③ 事業実績報告書、収支決算書は必ず総会等で承認を得てください。

② 捺印は不要です!!

⚠ 訂正がある場合は代表者の印で、訂正箇所捺印をお願いします。

年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

当報告書（ ）年（ ）月（ ）日（ ）年（ ）月（ ）日

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 未チェックをお願いいたします。

事業項目	活動内容（代表者印付）	支出金額																
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 隣の自治会・町内会との合同防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 単独防災拠点訓練 <input type="checkbox"/> その他（ ）	50,000 (円)																
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> その他（ ）																	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ <input type="checkbox"/> その他（ ）	2,500 (円)																
食料・資材等の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水信詰</td> <td>50箱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トルトおかい油</td> <td>300食</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>50個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	品目	数量	水信詰	50箱			トルトおかい油	300食			ヘルメット	50個			127,500 (円)
品目	数量	品目	数量															
水信詰	50箱																	
トルトおかい油	300食																	
ヘルメット	50個																	
その他																		

④ 実施した活動にしっかりとチェックしましょう!!

⚠ 添付書類の事業報告書等と整合をとってください。

⑤ 10万円は超えていませんか？

⚠ 1件10万円以上の支出においては、領収書の添付が必須になります。その他の領収書についても5年間大切に保管をお願いします。※20ページ以降を参照

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですご注意ください。

		(b) 支出合計金額	190,000 円
年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引	
150,000 円	190,000 円	<30,000 円	

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。
※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。
受付番号

⑥ 補助対象外の用途に支出していないか確認しましょう!!

⚠ 補助金支給対象外の用途に使用されている場合には、確認の上、該当額を差し引いて報告とさせていただきます。ご了承ください。

⑦ 「(a)前年度交付額」、「(b)支出額合計」が正確に記入されていますか？

⚠ 添付書類の収支決算書に計上されている金額との整合をとってください。

収支決算書及び事業実績報告書との整合

区 名 整理番号		〇△年度 収支決算書	
〇会計年度 自 〇△年4月1日～至 〇△年3月31日		町町身付書	
〇収入の部			
項 目	決算額	備 考	
1 会費	1,269,000	250円×420名簿×12ヵ月 1参考 総会資料 12ページ、総会出席422名簿、会費免状会員4世帯 次の入込額を算入して算出された金額は補助金額に20です。	
地域活動推進費	298,200	A 1700円×20世帯×12ヵ月 426名簿 (会費会員+総会会員) B 活動費(事務局+事業費) 1,544,840円の3分の1(10円未満の端を)	
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12灯×2,200円	
町の防災組織活動費補助金	160,000	160円×1,000世帯	
〇支出の部			
項 目	決算額	備 考	
1 会議費	80,000	80,000円	
2 事務費	68,000	備忘録印刷代 40,000円 印刷品代 18,000円 電報代 10,000円 電話料代 5,000円	
3 人件費	80,000	アルバイト賃金 80,000円	
4 会館(会場)借上料	0	0円	
5 会議光熱水費	160,000	町内会議室代 70,000円 町内会館代 50,000円 町内会議室代 40,000円	
6 会館修繕費	150,000	修繕費 150,000円	
7 その他	70,000	備忘録印刷費 50,000円 汎用印刷料 20,000円	
事務費 小計 ①	585,000		
1 環境事業費	100,000	町内環境活動 100,000円	
2 安全、安心環境づくり事業費	129,840	防犯灯維持管理費 30,000円 防犯灯維持管理費 68,840円 防犯灯維持管理費 31,840円	
3 社会教育事業費	120,000	〇〇施設見学 70,000円 社会教育活動費 50,000円	

ポイント

〇報告書 「(a)前年度交付金額」 = 収支決算書 収入の部 町の防災組織活動費補助金
 〇報告書 「(b)支出合計金額」 = 収支決算書 支出の部 町の防災組織活動費
 となります。

5 寄付金、税金等	21,000	〇〇大規模修繕 6,000円	〇〇寄付金 15,000円						
6 会館使用料	30,000	町内会館使用料 30,000円							
団体交付金・謝金	60,350	運動会参加費 30,000円	町内会館使用料 12,350円						
利息・その他雑入	50	利息 50円							
7 前年度からの繰入金	123,510	前年度繰入金 123,510円							
収入合計	2,141,364								
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費 60,000円	防災資機材購入 127,500円	チラシ等作成費 2,500円					
補助事業費 小計 ②	239,000								
1 会館建設・修繕立金	150,000	修繕立金 150,000円							
2 交際費	30,000	交際費 18,000円	資料交換金 12,000円						
3 慶弔費	25,000	慶弔費 25,000円							
4 懇親会費	15,000	懇親会費 15,000円							
5 寄付金・募金	30,000	防災基金 30,000円	町内会館使用料 10,000円	町内会館使用料 10,000円					
6 予備費	107,524	予備費 107,524円							
7 その他	0								
その他 小計 ③	357,524								
支出合計 (②+③+④)	2,141,364								

収入の部

防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯	12 灯 ×	2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 ×	1,000 世帯	

報告書の「(a)前年度交付金額」と同額か確認をお願いします!!
 ⚠ ここには、実際に当該年度に交付された金額を記載してください。

支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代	19,000 円	防犯灯の清掃・点検・修繕	30,000 円		
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費	60,000 円	防災資機材購入	127,500 円	チラシ等作成費	2,500 円
3							

報告書の内容と齟齬のないようにしてください。
 ⚠ 前年度の交付額を超える金額を記載しても構いませんが、報告書の「(b)支出合計金額」と一致させてください。また、内訳を記載する場合、報告書の内容と齟齬がないようにして下さい。

○△ 年度事業実績報告書

港町自治会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
○△年	さくらまつり
4月	日時：4月6日 午前10時～ 場所：第2公園 参加者：約250名 内容：みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日、○○について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	子どもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：みなと危機管理小グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：第2公園 参加者：40名 第2回班長会（21日、子どもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：○○ 参加者：約200名 第3回班長会（21日、夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：○○会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：○○ 参加者：約150名 第4回班長会（21日、防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：○○小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
○◇年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：○○小学校 参加者：約80名
1月	地域防災拠点防災訓練（17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）

**⚠ 報告書でチェックのある活動が
事業実績報告書にしっかりと反映されているか確認しましょう!!**

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業実績報告書には載ってなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等の情報は必ず確認してください。

報告書抜粋

<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input type="checkbox"/> 研修・講習会
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 見学会

⚠ 収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。

4. 領収書について

1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

- ①実績報告書
- ②決算書
- ③領収書 などの提出が義務付けられています。

つまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

⚠ この場合の1件とは？・・・1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。

例)



① 全て別々の店・時期に購入

1契約ごと10万円未満であるため、
領収書の添付は不要

② 同じ店・カタログ等で同時購入

それぞれの品目は10万円未満だが、
総額が10万円以上であるため、

領収書の添付が必要!!

①別々に購入



領 収 書		No. 0000
港町自治会 様		
¥ 25,000.-		
税抜金額 → 23,810	消費税5% → 1,190	
上記正に領収いたしました。 且 水代として		
収入印紙	〒231-0017 横浜市中区港町1-△○-55 御水留部ドレッシング株式会社 代表取締役 御水 好子	



領 収 書		No. 0000
港町自治会 様		
¥ 60,000.-		
税抜金額 → 57,142	消費税5% → 2,858	
上記正に領収いたしました。 且 缶詰・缶入り保存パン代として		
収入印紙	〒221-0017 横浜市神奈川区白幡西町4-△○-3 有限会社 横ばん 代表取締役 小島 浩郎	



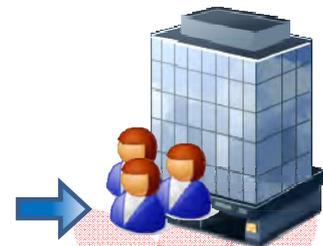
領 収 書		No. 0000
港町自治会 様		
¥ 37,500.-		
税抜金額 → 35,714	消費税5% → 1,786	
上記正に領収いたしました。 且 ヘルメット代として		
収入印紙	〒246-0022 横浜市瀬谷区三ツ境5-△○-209 株式会社 アタマ安全 代表取締役 重玉 麗	

それぞれは10万円未満
であるため、提出の必要
はありません。

②一括購入



領 収 書		No. 0000
港町自治会 様		
¥ 122,500.-		
税抜金額 → 116,066	消費税5% → 5,834	
上記正に領収いたしました。 且 水缶・缶詰・缶入り保存パン・ヘルメット代として		
収入印紙	〒221-0013 横浜市神奈川区新子安1-△○-55 株式会社 危機防災何でも屋 代表取締役 危機 西剛	



1件の金額が10万円以上
であるため、領収書の写
しを区役所に提出します。

2. 保管

領収書は、金額の大小にかかわらず5年間保管しなければなりません。
そのうち、1件10万円以上の領収書は提出が必要です。
また必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

5. Q&A集（報告書編）

Q 報告書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。
ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q（報告書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。
代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどのようにするのか。

A 現会長の名前で提出してください。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの3つを購入したら金額が10万円以上となった。領収書は必要か。

A
まず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。
次に、乾パンは乾パン（4万円）、水缶は水缶（6万円）、ヘルメットはヘルメット（4万円）とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円以上となった場合には、領収書の添付は必要ありません。
ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円未満のものについても**5年間は大切に保管**することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。（連絡先等については次ページをご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしくお願ひいたします。

区役所	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見区総務課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1	(510) 1656(直通)
神奈川区総務課	221-0824	神奈川区広台太田町 3-8	(411) 7004(直通)
西区総務課	220-0051	西区中央 1-5-10	(320) 8310(直通)
中区総務課	231-0021	中区日本大通 35	(224) 8112(直通)
南区総務課	232-0024	南区浦舟町 2-33	(341) 1225(直通)
港南区総務課	233-0003	港南区港南 4-2-10	(847) 8315(直通)
保土ヶ谷区総務課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町 2-9	(334) 6203(直通)
旭区総務課	241-0022	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	(954) 6007(直通)
磯子区総務課	235-0016	磯子区磯子 3-5-1	(750) 2312(直通)
金沢区総務課	236-0021	金沢区泥亀 2-9-1	(788) 7706(直通)
港北区総務課	222-0032	港北区大豆戸町 26-1	(540) 2206(直通)
緑区総務課	226-0013	緑区寺山町 118	(930) 2208(直通)
青葉区総務課	225-0024	青葉区市ヶ尾町 31-4	(978) 2213(直通)
都筑区総務課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	(948) 2212(直通)
戸塚区総務課	244-0003	戸塚区戸塚町 16-17	(866) 8307(直通)
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 303-19	(894) 8312(直通)
泉区総務課	245-0024	泉区和泉中央北 5-1-1	(800) 2309(直通)
瀬谷区総務課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 190	(367) 5611(直通)

お住まいの区の総務課へ提出してください。

総務局地域防災課	(671) 2011
----------	------------

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

(1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】・・・資料 1

(2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】・・・資料 2

(3) LED防犯灯新規設置事業【継続】・・・資料 3

4 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p>
---	---

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ先・申請先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円 ※資料1参照	4～7月末	区地域振興課
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～10月末 事務委託事業者	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社（予定） 電話 045-451-7740
例年同 地域活動推進費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定）	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
例年同 町の防災組織活動費補助金 ※ポータル申請可	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月 区総務課	区総務課 （区連会にて案内）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設 **※資料3参照**
（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

令和 8 年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和 8 年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3月下旬頃、公表予定）



(2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・収支計算書（第 2 号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和 8 年 3 月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得 ・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)
7 月 31 日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
10 月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。
令和 9 年 1 月中旬まで	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出
3 月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
 - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



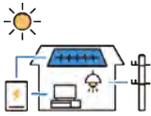
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限10月末／**予算上限に達し次第、受付終了**

会館への
LED照明・
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ
自治会町内会の
半数以上にご利用
いただいています！

「8年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



公開しました

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	   <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

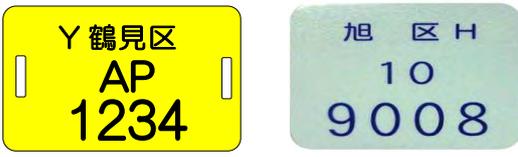
受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ
Eメール、郵送、公社窓口にて持参(予約
制)

※本補助金の実施は、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

～暗がり解消に向けて～

令和8年度から、暗がり解消事業を開始します。

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム（GIS）で解析し、市（区）からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500 灯（電柱共架型）36 灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

（3）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 南区地域振興課 電話045-341-1235
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いいたします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限りです。

LED防犯灯事業の市ホームページは
URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

南区地域振興課長

令和 7 年度地域活動推進費補助金の活動実績報告及び
令和 8 年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の申請について

春暖の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政及び区政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

自治会町内会及び地区連合町内会が行う公益的活動に対して支援するため補助金を交付
しますので、申請書等を御提出ください。

また、令和 7 年度に地域活動推進費補助金の交付を受けている自治会町内会及び地区連合
町内会は、実績報告に必要な書類も併せて御提出ください。

1 配送便同封資料

- ・令和 8 年度 地域活動推進費 事務の手引
- ・令和 8 年度 地域防犯灯維持管理費補助金 申請の手引
- ・令和 7 年度 活動実績報告書一式 (提出用書類)
- ・令和 8 年度 補助金申請書一式 (提出用書類)

2 提出期限

令和 8 年 6 月 30 日 (火)

3 提出方法

- ・自治会町内会ポータル (システム) への御入力 ※令和 8 年 4 月 1 日より
※自治会町内会ポータルで御提出いただく場合には、現況届も同システムで
御提出いただく必要があります。
※可能な範囲で自治会町内会ポータルでの提出に御協力をお願いします。
- ・窓口 (南区役所 6 階 62 番窓口)
- ・郵送 (南区浦舟町 2-3-3 南区地域振興課地域活動係 あて)
- ・Eメール (mn-chishin@city.yokohama.lg.jp)

4 お願い

- ・各自治会町内会で作成している「総会資料」の中には、会員世帯数(4月1日現在)を
必ず記載してください。
- ・提出書類について、補助金の支出を速やかに行うため、「請求書」及び「口座振替依頼書」
を申請書とともに御提出ください。(交付決定後に記入しますので、**金額及び日付は空欄の
まま**でお願いいたします。)
- ・**使用される印鑑は全て同一のもの**にしてください。また、朱肉を使用する認め印をお使い
ください。(スタンプ印不可)

※申請書等の様式については、南区役所のホームページからダウンロードできます。

南区 地域活動推進費

検索

南区地域振興課地域活動係

電話：341-1235

Eメール：mn-chishin@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

南区地域振興課長

令和 8 年度自治会町内会現況届の御提出について（依頼）

春暖の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日ごろから、市政及び区政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
自治会町内会関連業務を円滑に進めるため、次のとおり現況届の御提出をお願いいたします。

1 提出書類

令和 8 年度自治会町内会現況届

※ 現況届は前年度から変更がない場合でも必ず御提出ください。

2 提出方法

- ・ 自治会町内会ポータル（システム）へのご入力 ※令和 8 年 4 月 1 日より
※地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金を自治会町内会ポータルで申請する場合は、現況届も自治会町内会ポータルでご入力いただく必要があります。
- ・ 同封の返信用封筒による郵送
- ・ 窓口（南区役所 6 階 62 番窓口）
- ・ F A X （341-1240）
- ・ E メール（mn-chishin@city.yokohama.lg.jp）

3 提出期限

役員選出後（総会終了後など）、速やかに提出をお願いします。

4 加入(会員)世帯数について

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日現在、自治会町内会に加入している世帯数
- ・ 加入世帯数には会費を減免している世帯や法人会員(商店、病院)なども含みます。
- ・ 「未加入のため会費は徴収していないが広報を配布している」世帯は、加入世帯数に含みません。
- ・ 地区連合に加入している自治会町内会は、現況届に記入された加入世帯数を、必ず加入する地区連合にお知らせください。（地域活動推進費補助金の交付申請の際に使用します。）

5 広報よこはま南区版の配送先について

会長交代に伴い広報よこはま南区版の配送先を変更する場合は、区政推進課広報相談係（電話 341-1112）に御連絡をお願いいたします。

6 個人情報 の 取扱い

(1) 個人情報 の 利用目的

記載された情報は、自治会町内会の関連業務を円滑に進めるために利用します。

(2) 個人情報 の 提供

利用目的の範囲内で行政機関、公共的機関（区外団体、区社協、警察、ケアプラザ等）、国会・県会・市会の議員へ提供する場合がありますので御承知おきください。また、工事や自治会町内会加入促進等のため工事業者や不動産業者から自治会町内会長御連絡先の照会があった場合は、現況届に御記入いただいた御連絡の要否の回答に基づき対応させていただきます。

7 自治会町内会費について

区役所に会費のお問合せがあった場合、現況届に記載された金額を回答いたします。変更があった場合は地域振興課にお知らせください。

8 認可地縁団体における代表者変更における手続きについて

認可地縁団体となっている自治会・町内会で代表者の変更があった場合、地域振興課に届出を行う必要があります。詳しくは地域振興課担当までお問い合わせください。

9 その他

現況届及び異動届の様式は南区役所ホームページ及び南区連合町内会長連絡協議会のホームページにも掲載しております。データで作成する場合は御活用ください。

※現況届が提出されるまでは、前年度提出の現況届（異動届）情報の内容に基づいて各種対応をいたします。区連会配送便の変更は、現況届を受理した日付によって当月分に間に合わない可能性がありますので御了承ください。

南区地域振興課地域活動係

担当：高橋、鈴木

電話：341-1235

FAX：341-1240

Eメール:mn-chishin@city.yokohama.lg.jp

令和8年度自治会町内会現況届

整理番号

横浜市南区長

年 月 日

記入者名（役職）

連絡先

次のとおり、令和8年度の自治会町内会の現況を届け出ます。

自治会町内会基本情報				
ふりがな				
自治会町内会名				
会 長	ふりがな			
	氏名			
	住所	南区		
	電話・FAX	電話	FAX	
		携帯		
	メールアドレス			
会長就任日	年 月 日	今回改選有無	有・無	
会長歴	年 （1年未満は全て1年としてください。）			
自治会町内会加入世帯数 （裏面の※1参照）		世帯 【令和8年4月1日現在】		
		※地区連合へ報告する数値・総会資料に記載する数値と一致するようお願いいたします。		
		（うち）一般世帯数（賛助会員等を除く）	世帯	
		会員区分（一般会員や賛助会員など）に関する規約明記の有無	有・無	
掲示板数	基	回覧用チラシ等必要数 （回覧板数。広報の配付部数では ありません。）	枚	
自治会町内会費 （1か月あたりの会費）	円/月	班数（組数）	班	
会費の集金方法				
会費の区役所で回答の可否（裏面の※2参照） <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可				
（区連合の※3参照）	送付先	<input type="checkbox"/> 自治会町内会長自宅 <input type="checkbox"/> 会館 <input type="checkbox"/> その他		
	不在時の処置	<input type="checkbox"/> 玄関前に置く <input type="checkbox"/> 宅配ボックス <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	※次の項目には、配送便送付先がその他の場合ご記入ください。			
	ふりがな			
	氏名			
	役職			
	住所	南区		
電話				
情報提供について（裏面の※4参照）				
工事や自治会町内会加入促進等のため工事業者や不動産業者から自治会町内会長の連絡先の照会があります。回答する前に、会長への連絡が必要か不要か選択してください。				
<input type="checkbox"/> 必要		<input type="checkbox"/> 不要（工事業者、不動産会社以外にご連絡いたしません）		
ご連絡不要の場合で自宅の電話以外に連絡を希望される方は番号をご記入ください（携帯やお店（自営業の方）など）			番号	
★なお、現況届に記載された情報は、市や県等の行政機関、公益的な関係団体、議員活動で必要と認められる場合（選挙活動での使用は除く）は原則提供とさせていただきます。 ※公益的な関係団体一例：区防犯協会、区社会福祉協議会、区交通安全協会等				
会館（集会所）情報（所有している場合はご記入ください）				
会館名		会館住所	南区	
電話		常駐者の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
※利用者がいない場合でも必ず誰かがおり、電話につながる場合は常駐者有にしてください				

【裏面にも記入願います】

【裏面】

役員情報（書ききれない場合は別紙添付も可）		
副会長	ふりがな	
	氏名	
	住所	南区 電話 FAX
副会長	ふりがな	
	氏名	
	住所	南区 電話 FAX
副会長	ふりがな	
	氏名	
	住所	南区 電話 FAX
副会長	ふりがな	
	氏名	
	住所	南区 電話 FAX
会計	ふりがな	
	氏名	
	住所	南区 電話 FAX

■注意事項■

- ・ 現況届の内容が前年度と変わらない場合でも、毎年度必ずご提出ください。
- ・ この現況届が提出されるまでは、前年度提出の現況届情報の内容に基づいて各種対応をいたします。
- ・ この現況届により、会長情報（住所等）の変更手続きを行います。
- ・ この現況届から変更がある場合は速やかに異動届をご提出ください。

※1 地区連合に加入している自治会町内会は、現況届に記入された加入世帯数を、必ず加入する地区連合にお知らせください。（地域活動推進費補助金の交付申請の際に使用します）

※2 区役所に会費の問合せがあった場合、この届に記載された金額を回答いたします。変更があった場合は地域振興課にお知らせください。また、区役所からの回答を希望しない場合（一律の金額ではないため等）は区役所での回答不可を選択してください。

※3 区連合配送便の変更は、現況届を受理した日付によって当月分に間に合わない可能性があります。また、**広報よこはま等の送付先や配布部数の変更については、南区区政推進課広報相談係（341-1112）にご連絡ください。**

※4 連絡が必要を選択された場合、『〇〇不動産から不動産売買にあたり会長のご連絡先を教えてくださいと申請があったのですが回答してよろしいですか？』というようなお電話をいたします。
不要を選択された場合は区役所から会長宅にお電話はせず、回答させていただきます。連絡先についてご自宅以外の電話番号（携帯やお店など）を希望される場合はその番号をご記入ください。お店の場合はつながる時間帯と曜日の記入もお願いします。（通常はご自宅の電話番号を回答させていただきます。携帯のみしかない方は携帯番号を回答します）

<チェック表> ※こちらは記入しないでください。

処理日	一覧表	配送先	紙台帳	就任一覧	会館一覧

南地振第 1342 号
令和 8 年 3 月 18 日

地区連合自治会町内会長 様

南区地域振興課長

令和 8 年度地区連合町内会現況届の御提出について（依頼）

春暖の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政及び区政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

自治会町内会関連業務を円滑に進めるため、次のとおり現況届の御提出をお願いいたします。

1 提出書類

令和 8 年度地区連合町内会現況届

※ 現況届は前年度から変更がない場合でも必ず御提出ください。

2 提出方法

・自治会町内会ポータル（システム）へのご入力 ※令和 8 年 4 月 1 日より

※地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金を自治会町内会ポータルで申請する場合は、現況届も自治会町内会ポータルでご入力いただく必要があります。

- ・同封の返信用封筒による郵送
- ・窓口（南区役所 6 階 62 番窓口）
- ・F A X（341-1240）
- ・E メール（mn-chishin@city.yokohama.lg.jp）

3 提出期限

役員選出後（総会終了後など）、速やかに提出をお願いします。

4 加入(会員)自治会町内会数について

令和 7 年 4 月 1 日現在、地区連合自治会町内会に加入している自治会町内会数

5 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の利用目的

記載された情報は、自治会町内会の関連業務を円滑に進めるために利用します。

(2) 個人情報の提供

利用目的の範囲内で行政機関、公共的機関（区外団体、区社協、警察、ケアプラザ等）、国会・県会・市会の議員へ提供する場合がありますので御承知おきください。また、工事や自治会町内会加入促進等のため工事業者や不動産業者から地区連合自治会町内会長御連絡先の照会があった場合については単会の現況届の回答に準じてお取り扱いさせていただきます。

裏面あり

6 その他

現況届及び異動届の様式は南区役所ホームページ及び南区連合町内会長連絡協議会のホームページにも掲載しております。データで作成する場合は御活用ください。

※現況届が提出されるまでは、前年度提出の現況届（異動届）情報の内容に基づいて各種対応をいたします。

南区地域振興課地域活動係

担当：高橋、鈴木

電話：341-1235

FAX：341-1240

Eメール：mn-chishin@city.yokohama.lg.jp

令和8年度地区連合町内会現況届

整理番号

年 月 日

横浜市南区長

記入者名（役職）

連絡先

次のとおり、令和8年度の地区連合町内会の現況を届け出ます。

地区連合町内会基本情報			
ふりがな			
地区連合町内会名			
会長	ふりがな		
	氏名		
	住所	南区	
	電話・FAX	電話	FAX
		携帯	
	メールアドレス		
	単位自治会町内会名		
	会長就任日	年 月 日 今回改選有無 有・無	
連合会長歴	年 (1年未満は全て1年としてください。)		
副会長	ふりがな		
	氏名		
	住所	南区	
	電話・FAX	電話	FAX
		単位自治会町内会名	
副会長	ふりがな		
	氏名		
	住所	南区	
	電話・FAX	電話	FAX
		単位自治会町内会名	
副会長	ふりがな		
	氏名		
	住所	南区	
	電話・FAX	電話	FAX
		単位自治会町内会名	
副会長	ふりがな		
	氏名		
	住所	南区	
	電話・FAX	電話	FAX
		単位自治会町内会名	
会計	ふりがな		
	氏名		
	住所	南区	
	電話・FAX	電話	FAX
		単位自治会町内会名	

【裏面にも記入願います】

【裏面】

連合会館（集会所）情報（所有している場合はご記入ください）				
会館名		会館住所	南区	
電話		常駐者の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
※利用者がいない場合でも必ず誰かがおり、電話につながる場合は常駐者有にしてください				
情報提供について				
★工事や自治会町内会加入促進等のため工事業者や不動産業者から連合町内会長の連絡先の照会があります。回答する前に、会長への連絡が必要かについては、単会の現況届の回答に準じてお取り扱いさせていただきます。				
★なお、現況届に記載された情報は、市や県等の行政機関、公益的な関係団体、議員活動で必要と認められる場合（選挙活動での使用は除く）は原則提供とさせていただきます。 ※公益的な関係団体一例：区防犯協会、区社会福祉協議会、区交通安全協会等				
加入自治会町内会について（加入数と加入自治会町内会名、世帯数（令和8年4月1日時点）を記入してください）				
加入自治会町内会数		団体		
（自治会町内会名）		（世帯数）		
				世帯
新規加入する団体	有 ・ 無	→有の場合には団体名		
脱退する団体	有 ・ 無	→有の場合には団体名		

■注意事項■

- この現況届から変更がある場合は速やかに異動届をご提出ください。
- この現況届が提出されるまでは、前年度提出の現況届情報の内容に基づいて各種対応をいたします。
- 現況届の内容が前年度と変わらない場合でも、毎年度必ずご提出ください。

<チェック表> ※こちらは記入しないでください。

処理日	名簿	紙台帳	就任一覧	会館一覧

書類番号	10
------	----

区連会 3 月 定例会 説明資料
令和 8 年 3 月 18 日
市民局 地域活動推進課

自治会町内会ポータル^oの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータル^oの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
- 【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータル^oについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

- ① 補助金申請
 - ・地域活動推進費補助金
 - ・地域防犯灯維持管理費補助金
 - ・町の防災組織活動費補助金
- ② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出
- ③ 委嘱委員の推薦届出
- ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータル^oのホームページを開設し、自治会町内会ポータル^oへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4 月 1 日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索



【スマートフォンで閲覧する場合】



【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>

【裏面あり】

5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

(1) 電話番号

045-577-4295

(2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和7年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。
負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
- 【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

- (1) 自治会町内会の運営課題と工夫
令和7年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。
- (2) 事例紹介※11月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

事例1 中区 本牧大島自治会

「人が動きたくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

事例2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPayを活用した集金事例～

事例3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

- (3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介



4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1～3については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和8年3月18日

自治会町内会長 様

南区青少年指導員協議会
会長 山崎 直宏

南区青少年指導員協議会広報紙
「みなみ青指だより 71号」の回覧について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当協議会の活動について、多大な御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、広報紙「みなみ青指だより 71号」を発行いたしました。

つきましては、当協議会の活動について皆様に御周知いただきたく、御回覧くださいますようお願いいたします。

(送付書類・部数)

みなみ青指だより 71号 回覧用（班数分）

【問合せ】南区青少年指導員協議会事務局
（南区役所地域振興課内）

担当 古尾谷・今井

TEL 341-1238 ・ FAX 341-1240

全市一斉統一行動キャンペーン

11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、南区青少年指導員による「全市一斉統一行動キャンペーン」が10月～12月に実施しました。地域に密着した活動を目指し、各地区の行事で啓発活動を行いました。

永田みなみ台地区では、偶数月に開催されている地域の恒例行事「つながり祭」の会場にてチラシ等の配布を実施しました。お祭りの活気あふれる雰囲気の中、子どもたちや保護者、地域の方々と直接言葉を交わしながら配布を行うことで、地域の子どもたちを地域で見守る大切さを改めてお伝えする貴重な機会となりました。



また、今回はイベント当日だけでなく、多世代が集う地域のサロン「ほっとサライ」にも啓発チラシを掲示させていただきました。

日常的に多くの住民が訪れる場所に掲示することで、お祭りに参加した方々だけでなく、高齢者から若者まで幅広い層の目に触れることができました。「老若男女を問わず、地域全体で青少年健全育成に関心を持ってもらう」という本キャンペーンの目的を、より深く地域に浸透させることができたと感じています。

(伊東(由))



横浜市青少年指導員
シンボルマーク



みなみ青指だより

南区青少年指導員協議会

南区青指 🔍 検索



南区・御殿場 ふれあいキャンプ2025 大自然の中で広がった笑顔と絆

令和7年7月19日(土)～20日(日)の1泊2日、南区内の小学3年生から中学生83人が集まり、静岡県御殿場市の国立中央青少年交流の家で「ふれあいキャンプ」を開催しました。

初日は、緑に囲まれたフィールドでディスクゴルフに挑戦し、チームごとに食材カードを集めるフードハンティングラリーで大盛り上がり。集めた食材を使い、みんなで力を合わせてカレーを作る野外炊事に取り組みました。

夜のお楽しみは、みんなが心待ちにしていたキャンプファイヤー。今年は、事前に薪の組み方や火の扱い方を練習しており、本番ではその成果がしっかりと発揮されました。きれいに組まれた薪が勢いよく燃え上がり、炎のまわりには歌やゲーム、笑顔の輪が広がりました。

2日目は、川のせせらぎと涼しい風の中で川遊び。水しぶきと笑い声があふれる、夏ならではのひとときとなりました。

今年は、高校生・大学生・社会人のボランティアスタッフ13人も参加し、子どもたちの引率や活動のサポートをしてくれました。頼もしいお兄さん・お姉さんの存在は、子どもたちにとって憧れや安心感につながり、世代をこえたつながりも広がりました。



このキャンプでは、普段接することの少ない他校の仲間や年齢の違う友だち、そして頼れるボランティアスタッフと過ごすことで、助け合いや思いやりの心が自然と育まれました。参加した子どもたちからは「また来たい!」「もっと遊びたい!」という声が多く聞かれました。

今年も、笑顔と友情があふれるキャンプをお楽しみに!

(森田)

編集後記



私事ですが毎朝5時ごろ、ゴハンのおねだりで叩き起こされる“ネコハラ”にあっています。他にも、パソコン作業や読書のジャマ、椅子やひざの上の占領。困るけれど微笑ってしまう小悪魔です。

保護動物の番組を見ていると、世の中不幸な動物たちが多くいるようで胸が痛みます。ウチのネコも、元は保護ネコ。悲しい過去があったようです。それでも、迎え入れてすぐに慣れて、甘えん坊の家族になってくれました。

運命の交差で出会った限りは、愛情をこめて生涯一緒に暮らしていく。すぐ横で“ヘソ天”で寝ているネコへの約束です。

(畔柳)

編集委員



- 広報部会長
北 永 田 地 区 加 藤 春 哉
- 広報部会員
お 三 の 宮 地 区 岡 田 圭 司
太 田 地 区 原 淳 一
太 田 東 部 地 区 今 井 馨 太 郎
寿 東 部 地 区 小 林 大 雅
中 村 地 区 竹 尾 博 和
蒔 田 地 区 畔 柳 邦 彦
井 土 ケ 谷 地 区 門 井 由 美 子
南 永 田 山 王 台 地 区 山 田 智 久
永 田 みなみ台地区 伊 東 由 和
六 ツ 川 地 区 森 田 裕 之
六 ツ 川 大 池 地 区 青 木 慶 一
本 大 岡 地 区 内 田 正 幸
別 所 地 区 松 尾 英 司
- 広報部会担当役員
六ツ川大池地区会長 伊 東 俊 一



編集発行／南区青少年指導員協議会
事務局／横浜市内南区地域振興課内
TEL 045(341)1238



令和8年度上半期、青指行事予定

- 5月17日 南区青少年指導員協議会新任者研修会
- 6月頃 小中学校教諭との打ち合わせ会
- 7月 全市一斉統一行動パトロール活動
- 7月18日～19日 南区・御殿場ふれあいキャンプ2026

南区・御殿場 ふれあいキャンプ2025

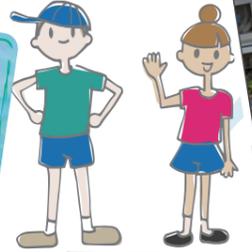


第1ブロック
 永田小学校 6年 てのくちかける 樋ノ口 翔さん
 今回自分は2回目の参加でしたが、1回目
 のときより笑いがあふれていた気がします。
 けど少しだけうさかったかもしれない
 です。けど青少年の人のおかげで、きれいな
 富士山を見ることができました。なので、す
 ばらしくて、少しくせになる楽しいキャンプ
 でした!



第3ブロック
 藤の木小学校 5年 ふくだ いいな 福田 二菜さん
 私は南区・御殿場ふれあいキャンプで楽
 しかったことが二つあります。一つ目は野外
 炊事です。班のみんなで玉ねぎやにんじん、
 じゃがいもを切ってカレーを作りました。み
 んなで作ったカレーは格別でした。二つ目
 は川遊びです。川の水はとても冷たかったの
 ですが、友達と泳いだり浮いたりしたことが
 とても楽しかったです。来年も参加したいと
 思いました。

第1ブロック
 六つ川小学校 6年 たにくち なお 谷口 奈緒さん
 ふれあいキャンプ4年目、行ってきました!
 今年もとても充実したキャンプでした。
 私は川遊びを何より楽しみにしていたので、
 準備をするときも、バスに乗っているときも
 ずっとわくわくしていました。川で遊んだ後
 も、昨年には無かったレクがあったり、スイ
 カの解体ショー(!?)があったりと、とにか
 くもりだくさんでした!夕飯のカレー作りで
 は、料理が苦手でも、まっぼくり拾いで
 チームに貢献することができました。中学に
 入って忙しくなっても、また行きたいです。
 絶対行きます。



第2ブロック
 永田中学校 3年 さとう あいな 佐藤 葵奈さん
 私は、このキャンプへの参加は、今年で4
 回目になります。班ではリーダーになり、班
 員の子とコミュニケーションをとりながら、
 とても楽しい2日間を過ごすことができました。
 初めてのディスクゴルフでは、3回でゴール
 に入れることができ、うれしかったです。
 野外炊事では、みんなで協力して、おいしい
 カレーを作ることができました。
 今年で参加者としては最後でしたが、高
 1、高2と、ボランティアに参加したいと思っ
 ています。また、よろしくお願いします。



第3ブロック
 ボランティア 高3 ひょうどう えいち 兵藤 颯智さん
 南区・御殿場ふれあいキャンプで一番心
 に残っていることは、一日目夜のキャンプ
 ファイヤーです。子どもが騒いで楽しむため
 のものだったと思うのですが、途中から我を
 忘れて誰よりもはしゃいでしまいました。あ
 んなに恥ずかしさを捨てて子どもと一緒に、
 子どものように楽しめる機会は意外とない
 と思うので心の底から楽しんで良かったで
 す。来年も是非参加したいです。





作文朗読



第45回 ボイス・オブ・ユース 開催

青少年の主張



令和7年12月7日(日)にみなみ(南公会堂)で45回目を迎えた。オープニングでは神奈川県立横浜清陵高等学校吹奏楽部がサポートしながら運営を行いました。登壇された受賞者と朗読の発表者はハキハキとした感じがとても気持ちよく、来場者の皆様の拍手が印象深かった行事となりました。

となるボイス・オブ・ユース(青少年の主張)を開催しました。楽部の演奏もあり、南区に住む小中学生を青少年指導員と朗読の発表者はハキハキとした感じがとても気持ちよく、来場者の皆様の拍手が印象深かった行事となりました。

(岡田)



受付



司会



会場案内



神奈川県立横浜清陵高等学校吹奏楽部

オープニングアトラクション



運営ボランティアの皆さん

入選者感想文



「正しい行動を」

六つ川台小学校 5年 齋藤 瑛汰さん

ぼくは、朗読とボランティアの司会をすることになり、たくさんの人の前で話す機会をいただき、とても良い経験になりました。

これからも思ったことや感じたことを伝えたり、積極的にボランティア活動に参加したいと思います。

「楽しくスポーツをするために」

別所小学校 6年 古市 葵さん

とても緊張したけど、終わった後は達成感があって、ものすごくいい経験になりました。周りの人からは、おもしろい文章だねといってもらえてがんばってよかったなと思うことができました。

「私の町の夏祭り」

永田中学校 2年 高原 心美さん

大勢の人を前にして最初は緊張しましたが、自分の町の良さをたくさんの人に伝えることができ良かったです。また、他の発表者の方の様々な視点からの意見が聞けて、とても面白く自分にとって貴重な経験になりました。

運営ボランティアへのインタビュー

運営に参加したボランティアの児童・生徒さんにインタビューをしました。

Q1 今回、運営ボランティアに参加しようと思ったきっかけは？

南吉田小学校 5年 馬場 詩文さん (受付・誘導)

自分自身が3年生の時に作文が受賞して今回は運営ボランティア側の立場で役に立ちたいと思いました。

Q2 ボイスオブユースの運営を経験した上で自分から何を期待しますか？

六つ川中学校 2年 小野 涼太さん (受付・誘導)

来場された方々の案内を通じてコミュニケーションを図りたいです。

Q3 今回の運営ボランティアを経験して何か学んだり気づいた事はありますか？

平楽中学校 2年 瀬野 孔さん、
小林 優梨香さん、
能勢 歩和さん (司会)

いつもと違う場所で緊張したが、いい体験が出来たと思いました。

たくさんの人の前で司会は私自身、経験の少ない中でしたが楽しんで参加出来ました。



音響・照明



介添え

審査結果報告

テーマ	小学生		中学生・高校生・一般	
	応募数	うち入選数	応募数	うち入選数
災害時、自分たちは何ができるか	139	6	272	3
もし、自分が〇〇だったらこんなことをやりたい	80	6	197	7
自由課題	446	21	343	24
合計	665	33	812	34

作品集はこちら



(編)



表彰



表彰

おめでとうございます。



令和7年度 横浜市青少年指導員研修会

令和7年9月20日(土)13時30分～16時、港北公会堂にて曇天の今にも降り出しそうな空模様の中、今年度の横浜市青少年指導員研修会が開催されました。

オープニングは横浜市立樽町中学校和太鼓部の演奏にてスタートしました。和太鼓部のある中学校は珍しいと思いました。力強い堂々としたパフォーマンスで魅了されました。

開会式では当区の山崎会長が市の青少年指導員協議会副会長という立場で開会あいさつをしました。

その後、主賓として山中竹春市長にあいさつをいただき、市からの青指への大きな期待感が伺われました。

開会式が終了して今年度のホスト区、港北区の活動紹介が行われました。配布された広報紙を拝読していると私の所属地区のお祭りと同じ名前の祭りが掲載されていて稀有なこともあるものだとうれしい気持ちになりました。また当区と同様のカラー4ページの広報紙でしたのでレイアウトや表現方法を思わず比較してしまいました。

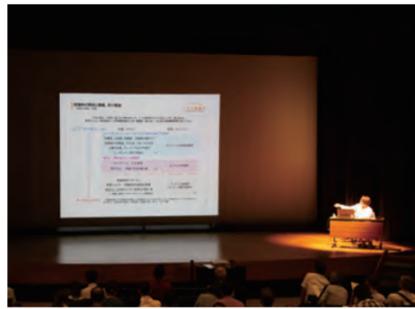
休憩をはさみ、南区子どもの居場所づくりネットワークアドバイザーで「子どもの未来サポートオフィス」代表の米田佐知子さんの「子どもの居場所から考える子ども・若者を見守る地域づくり」の講義を受けました。

タイトル通り子どもたちの様々な「居場所づくり」についての解説と我々大人が彼らと関わっていくとき、彼らに認められることがつまりは子どもたちが生きやすい「地域」となり、それが彼らの記憶に影響を与え「成長へ大きく貢献する」という内容でした。

「居場所づくり」の様々なサービス・公的支援は拡充しています。これらの活動は「子どもを気にかける大人」のつながりづくりにもなり、それぞれの大人が所属する「場」(=サービス・公的支援)同士のつながりへと発展し連携しチームとなり「見守る」地域力となる、と締めくくられました。

今回は我々の「居場所づくり」活動の理念の裏付けになると確信できる講義でした。

(加藤)



第13回 南区みなっちランニングフェスタ

南区スポーツ協会主催による「第13回南区みなっちランニングフェスタ」が、令和7年11月30日(日)に大岡公園で開催されました。当日は澄んだ青空のもと、ランニング日和に恵まれ、年中児から小学3年生までの親子が元気いっぱいに参加しました。親子で手を取り合いながらコースを走り、最後は笑顔でゴールを迎えました。

大会の運営には、南区青少年指導員協議会から山崎会長と6名の青少年指導員が協力し、子どもたちの挑戦を温かく支えました。

親子で参加するこのマラソンには、順位を競う以上の大切なものがあります。スタートから子どもの手を引き、励まし合いながら進む姿。疲れて立ち止まる子どもに寄り添い、もうひと踏ん張りを支える親の姿。そしてゴール直前、親が先に走っても必ず子どもを待ち、約束通り一緒にゴールする姿。そこには家族の絆と達成の喜びがあふれていました。



「一緒にゴールすること」がこの大会のルールであり、最高の思い出となります。参加した親子の笑顔は、公園いっぱいに温かな感動を広げていました。

(内田)



第56回 神奈川県青少年指導員大会



令和7年11月29日(土)、神奈川県青少年指導員大会が、茅ヶ崎市民文化会館で開催されました。オープニングは“フラ ハラウ カ ポリ オル オ マカナ”によるフラダンス。スタートは子どもたち。一糸乱れず素晴らしい!その後、大人たちの流麗なダンスで、大感動の幕開けです。

長年の功労を称える表彰式では、県内の指導員の皆さんへ感謝状の贈呈が行われました。

続いて講演…テーマ『世代を超えて、言葉を超えてあなたの笑顔が心をつなぐ。』講師はメンタル心理カウンセラー たき れいこ氏です。“皆さんは、子どもたちとの間で世代間ギャップを感じる事が多くなっていませんか?”との問い掛けから始まりました。そんなギャップを埋め、より良い関係を築く鍵は、我々の笑顔ですよ…と。いくつかのキーとなる“笑顔の作り方”を会場の我々と共に実演指導で紹介頂きました。“笑顔”と一言と言っても、単に表情だけでなく心から発信できる“笑顔”って難しいですよね。これからも、青少年たちの『笑顔と心の居場所作り』を目指して活動していこうと思いました。

最後に、伊勢原市と大磯町の活動事例発表です。

伊勢原市は、市内7地区より94名で活動しており、大山を頂点とする『自然豊かな緑、多くの神社仏閣、みかんやブドウなどの果樹、平野部の田園風景など、様々な顔を持つ』10万人都市で、各地区がそれぞれの特色を生かし、地域に愛着をもてる体験学習事業の実例紹介がありました。

大磯町は、人口3万人ほどの『海と山と川に囲まれた小さな町』なんです。指導員も11人と多くない人数です…との紹介が始まりました。それでも大磯町全体の青少年を、指導員だけでなく地域の活動と協働して見守り、地域連携で活動している、その一つ“ぶちおおいそ”(子どもたちの職業体験事業)高校生とコラボしたダンス教室開催の紹介があり、自然豊かな環境を生かして子どもたちの経験を増やし、地域との連携と協働により多様多世代の繋がりを作ることを目指している…と自信溢れた紹介でした。

閉会にあたり、平塚市協議会会長より、次回開催地の川崎市協議会会長へバトンが引き継がれ、閉会のことばと共に会場割れんばかりの拍手で閉幕しました。

(伊東(俊))



令和7年度 南区青少年指導員協議会全員研修会



令和8年1月18日(日)10時から南区役所で開催しました。

今回は第97回選抜高校野球大会に21世紀枠として出場した神奈川県立横浜清陵高校野球部 野原 慎太郎監督を講師にお招きし、「横浜清陵高校野球部の取組」と題して高校の部活動全体の取り組み、野球部の取り組みを「生徒による部活動の自治」を中心にお話しされました。

野球部ではマネージャーの女子部員を含めた25人が主体的に話し合っ物事を決め、毎月開く「自治会議」で部門別にこの一か月を振り返り、課題や翌月の目標などについて部員全体で共有する。

自主性を重んじる部活動の原点は大学時代にある。出身校の東海大相模では「野球エリート」だが、進学先の横浜国立大は強豪校ではない野球部なので専任監督はおらず、指導者が仕事で部活に来られない日が多かった。チーム方針や幹部の選出、計画などすべて学生たちで議論して決めたという。

「自治会議」の議論している様子を実際の映像で流し、白熱した講義であったという間に時間が過ぎてしまいました。

最後に野原監督より、野球部の練習を遠慮なく見学していただきたいというお言葉を頂き、横浜清陵高校校長先生をはじめ青少年指導員55名の参加で大盛況で終了しました。

(青木)

令和8年3月18日

自治会町内会長 様

南区青少年指導員協議会
会長 山崎 直宏

南区・御殿場ふれあいキャンプ2026
参加募集チラシの掲示について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当協議会の活動について、多大な御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、大自然の中での異年齢間交流を行う「南区・御殿場ふれあいキャンプ2026」を実施いたします。

つきましては、広く周知したく、チラシの掲示をお願いします。

（送付書類・部数）

南区ふれあいキャンプ2026 参加募集チラシ（掲示板数分）

【問合せ】南区青少年指導員協議会事務局

（南区役所地域振興課内）

担当 古尾谷・今井

TEL 341-1238 ・ FAX 341-1240

SUMMER CAMP
2026

南区・御殿場

ふれあい
キャンプ

2026

参加者募集

忘れられない夏になる!



日程 令和8年7月18日(土)～19日(日)

定員 80名

場所 国立中央青少年交流の家、水と緑の杜公園ほか(静岡県御殿場市)

対象 区内在住・在学の小学3年生～中学生
令和8年7月4日(土)に開催する参加者説明会に参加できる方

参加費 13,000円(交通費・食費・保険料を含む)
注意：原則、参加費の返金はできません

申込方法 横浜市電子申請からお申込み
今年度より、1人につき1件の申請となります。
(一緒に参加する兄弟やお友だちがいる場合は、フォーム内の備考欄にご記入ください)

申込期間 令和8年4月13日(月)9時～5月8日(金)まで

詳細/申込

問合せ

南区青少年指導員協議会
(南区地域振興課区民活動推進係内) mn-fureai@city.yokohama.lg.jp

045-341-1238



主催 南区青少年指導員協議会
共催 南区役所

南区区連会承認番号第40号 掲示期間:令和8年5月8日まで